

## 法人県民税・事業税の申告書に関する変更点のお知らせ

### 送付時期について（令和5年11月～）

令和5年11月より、以下のとおり変更いたします。

① 変更内容

申告書等の送付時期が一月早くなります。

（例：令和6年1月に法定納期限を迎える法人の場合、11月下旬に申告書等が届く予定です。）

② 対象

- ・確定及び予定申告書（プレ申告データ含む）
- ・確定申告のお知らせ

※ 送付時期の変更月である令和5年11月については、令和5年12月及び令和6年1月に法定納期限を迎える法人へ申告書等を送ります。

### 送付物について（令和6年10月～）

令和6年10月の税務システム更改に伴い、お送りするものが変わる予定です。

- ① eLTAXの利用届出を提出されている法人（大法人は除く）については、申告書の送付を取りやめ、プレ申告データと納付書等（納付書、税率表などを予定）をお送りします。
- ② 大法人については、プレ申告データと納付書等をお送りします。
- ③ 現在、確定申告のお知らせのみを送付している法人については、納付書等をお送りします。
- ④ ①から③に該当しない法人については、従来のとおり、申告書と納付書等をお送りします。

- \* eLTAXの利用者情報につきまして、登録内容に変更が生じた場合には利用届出（変更）の提出をお願いいたします。
- \* 利用者情報が間違っていると、プレ申告データが届かなかったり、以前の税理士のところに送られたりすることがあります。過去にeLTAXを利用したことがあり、現在利用を取りやめている場合には、令和6年9月までに、登録情報の確認及び更新をお願いいたします。
- \* また、独自に納付書を作成している等、申告書や納付書等の送付が必要ない場合は、お手数でも申告している県税事務所までご連絡ください。